

令和8年度第2回昭島市児童発達支援計画審議会 次第

日時：令和8年8月21日（金）

午後6時30分から

会場：アキシマエンス校舎棟

302～304 会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 議題

（1）児童発達支援計画（骨子案）第1章の確認について

（2）児童発達支援計画（骨子案）第2章について

（3）児童発達支援計画（骨子案）第3章について

（4）その他

4 閉会

<配布資料>

- ・児童発達支援計画 諮問（写し）

<事前配布>

- ・昭島市児童発達支援計画 骨子案（第1章～第3章）
- ・昭島市児童発達支援計画 骨子案 主な変更点

<閲覧資料>

- ・昭島市児童発達支援計画（令和4年度～令和8年度）
- ・昭島市児童発達支援計画 中間報告書

昭島市児童発達支援計画

令和9年度～令和13年度(骨子案)

赤字:第1回改正案

青字:第2回改正案

黒字:変更なし

グレー:改正未

第4回 審議会にて表紙案を提示予定

令和9年3月
昭島市

はじめに

近年、子どもの出生数が減少傾向にある中、児童発達支援の利用児童数は年々増加しており、その特性に早期に気づき、その子どもに合わせた支援へとつなげることが求められています。

昭島市では、平成 27 年3月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」及び平成 28 年3月に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」に基づき、教育部門や関係機関と連携を図りながら、児童の発達支援に関する様々な事業を展開してきました。

こうした中、令和 2 年 1 月に児童発達支援センター「子ども発達プラザ ホエール」が開設されたほか、教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」の開設など、既定の計画策定時とは状況が変化し、児童発達支援計画を策定いたしました。

第5回 審議会にて提示予定

本計画は、特別支援学校や関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、子どもを取り巻く環境の整備など総合的な支援体制を構築し、それぞれの子どものライフステージと特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画となっています。

私は、市長就任以来、まちづくりの普遍的な理念である人間尊重に基づき、人種や性別、価値観などの違いにかかわらず、一人ひとりの尊厳を大切にしたいと、多様性を認め合える地域社会の形成に努めて参りました。本計画の推進には、市民の皆様、関係機関及び市、それぞれが協力・連携してその役割を果たすことが重要と考えており、皆様のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました児童発達支援計画審議会委員の皆様、またパブリックコメントなどを通してご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 9 年 3 月

昭島市長 臼井伸介



目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の経過	3
5	計画の基本理念	3
第2章	昭島市における児童発達支援の現状及び課題	4
1	人口	4
2	子育て	5
3	昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題	11
第3章	計画の基本的な考え方	14
1	基本的視点	14
2	基本目標	15
3	施策の体系	16
第4章	基本的な取組と事業の展開	17
1	早期の気づきと早期対応の充実	18
2	学齢期における支援の充実	19
3	関係機関との連携体制の構築	21
4	保護者への支援体制の整備と充実	24
5	要配慮児童を取り巻く環境の整備	26
第5章	計画の推進と進捗管理	28
1	計画推進の考え方	28
2	計画の進捗管理	28

資料編

※本文中の「＊」がついた用語は、34 頁からの用語解説を参照してください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や家族形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化など、子どもの成長を取り巻く環境が大きく変化しています。また、発達に課題を抱える子どもや、支援を必要とする子どもへの早期支援の重要性が高まる中、支援ニーズは一層多様化・複雑化しています。このような状況下で、子どもと保護者が安心して生活し、適切で継続した支援を受けることができるよう、関係機関における一層の連携強化が求められています。

本市では、平成27年度に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」、平成28年度に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」に継ぐ計画として、令和4年3月に「昭島市児童発達支援計画(令和4年度～令和8年度)」を策定しました。計画に基づき、児童の発達支援に関する各種事業を総合的かつ体系的に実施しています。令和7年度には、計画策定から3年間(令和4年度から令和6年度)の実績や取組の効果、課題等について外部機関による評価を実施し、計画が着実に推進されている点と今後の取り組みに向けた課題・提言が示されました。

計画策定から5年が経過した今、本市の施策の大綱である「未来を担う子どもたちが育つまち」の実現に向け、現状に即した内容に改定し、令和9年度以降の「昭島市児童発達支援計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成28年8月施行の発達障害者支援法改正では、発達障害児への支援を一層充実させるため、乳幼児期から学齢期、成人期までライフステージに応じた切れ目のない支援を推進することが明確化されました。早期発見・早期支援の推進に加え、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化、社会的障壁の除去や合理的配慮の提供を推進し、地域の中で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すことが示されました。

令和5年4月には、子ども施策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁が発足しました。子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を基本理念とし、子どもや若者の視点に立った施策を一体的に推進する体制が整備されました。同時に、全ての子ども施策の基本理念や基本事項を定めた「こども基本法」が施行され、その理念に基づく国の基本的な方針として「こども大綱」が策定されました。これらを基盤とし一体的に推進することで、こども施策の更なる充実が図られています。

令和6年4月施行の児童福祉法改正では、児童が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、支援の提供体制の抜本的な見直しが図られました。児童発達支援センターを地域における障害児支援の中核的拠点として位置づけ、教育・保育施設、学校、障害児通所支援事業所等へ助言や援助を行うスーパーバイズ機能が明確化されました。また、障害の有無に関わらず地域で共に育つインクルージョンの推進、保護者を含めた家族支援の充実、児童の発達段階に応じた切れ目のない支援の推進等、高度な専門性を活かした機能の強化が示されました。

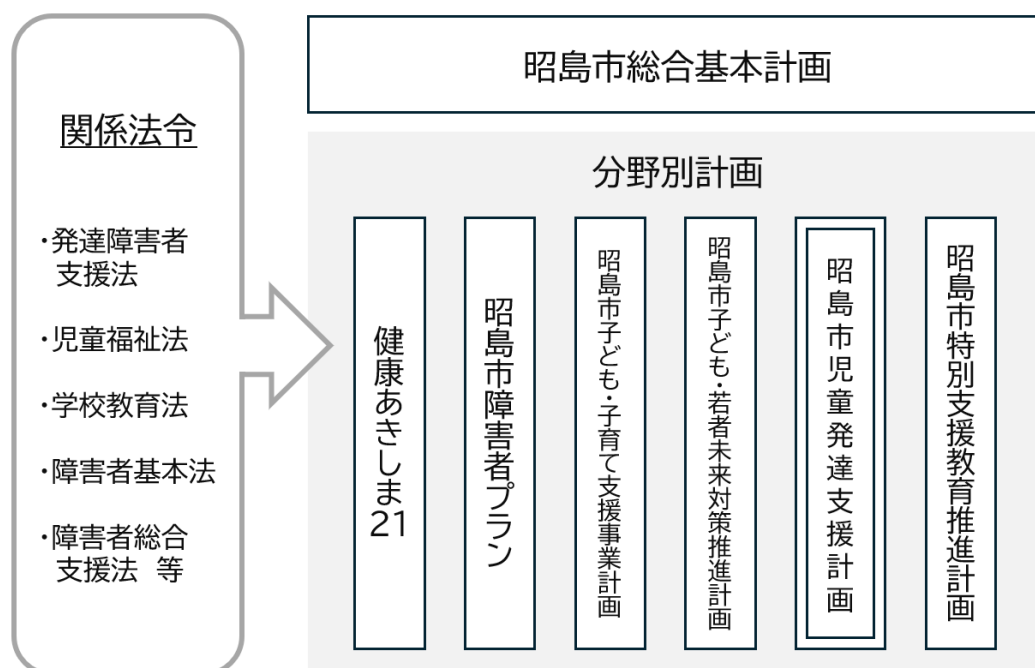
(2) 都の動向

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の基本理念は「共生社会*の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」としています。第三次実施計画(令和7年度～令和9年度)では、特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を推進しています。

また、東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)では、3つの理念を「Ⅰ 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する Ⅱ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する Ⅲ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する」としています。障害児施策の充実として、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の整備、医療的ケア児及びその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるためのセンター機能の整備、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築等、支援の提供体制の充実を図っています。

3 計画の位置づけ

「昭島市児童発達支援計画」は、昭島市の最上位計画である「昭島市総合基本計画」の方向性を踏まえ、施策の分野ごとにより詳細な計画を示した分野別計画に位置付けられます。発達障害者支援法や児童福祉法等の関係法令、「昭島市障害者プラン」や「昭島市特別支援教育推進計画」、その他の関連する分野別計画と整合を図りつつ、対象を特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童(以下「要配慮児童」という。)とし、発達支援に係る分野について支援体制の確立を図るための計画とします。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間です。計画期間内にあっても、国内外の社会情勢の変化や国の制度改正等により大きな環境の変化が生じた場合には、必要に応じて事業の見直しを行うなど、柔軟に対応するものとします。

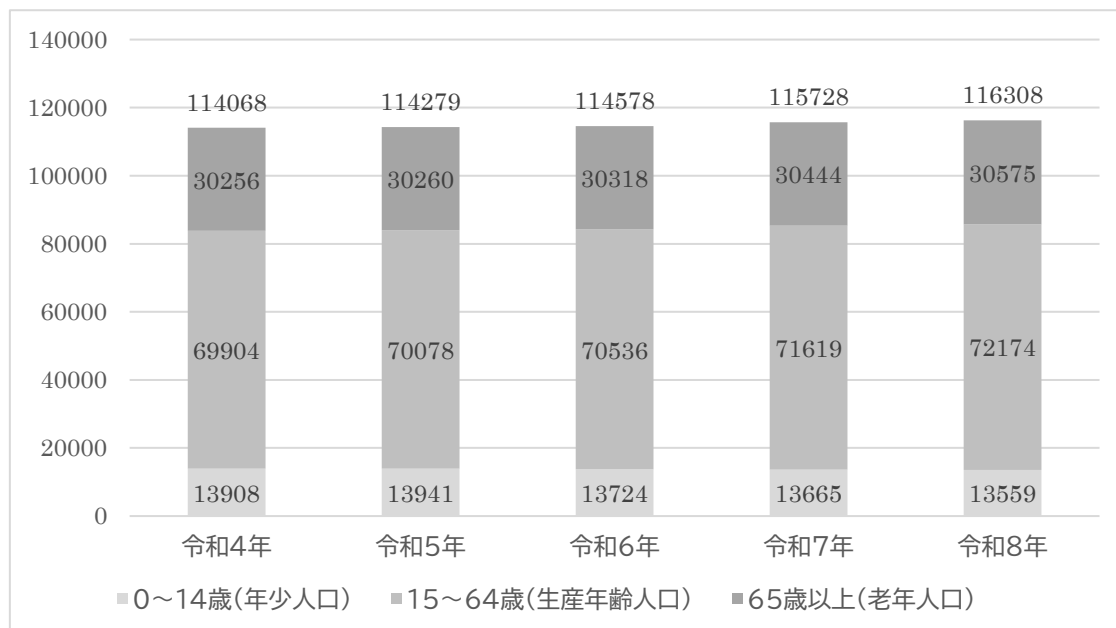
第2章 昭島市における児童発達支援の現状及び課題

1 人口の状況と推移

(1) 人口の推移

本市の人口は微増傾向にあり、令和8年4月1日現在の総人口は116,308人となっています。年少人口(0～14歳)は減少傾向にありますが、生産年齢人口(15～64歳)・老年人口(高齢者人口、65歳以上)は年々増加しており、少子高齢化が進行している状況です。

単位:人

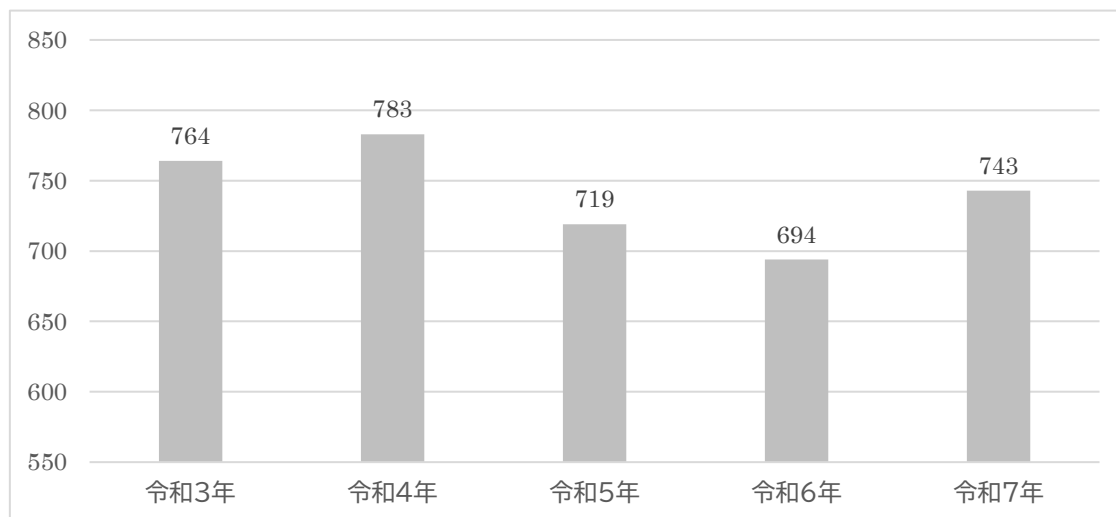


資料:住民基本台帳
(各年4月1日現在)

(2) 出生の状況

各年度の出生数については、近年は減少傾向を示していましたが、人口増加に伴い令和7年は増加に転じました。

単位:人



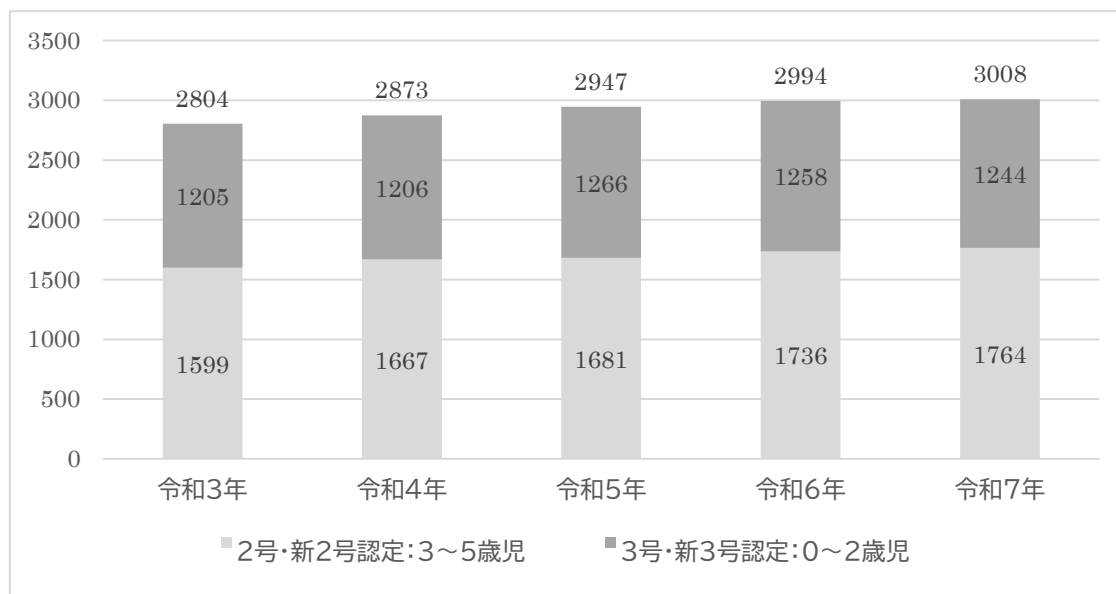
資料:統計あきしま

2 子育て施策の状況

(1) 保育所・認定こども園の入所児童数

各年4月1日現在の保育所と認定こども園の入所児童数(2号・新2号、3号・新3号認定を受けている児童:児童が未就学児で保育を必要とする児童)は次のようになります。3～5歳児の入所児童数には増減があるものの、0～2歳児が増加しており、全体として増加傾向にあります。

単位:人

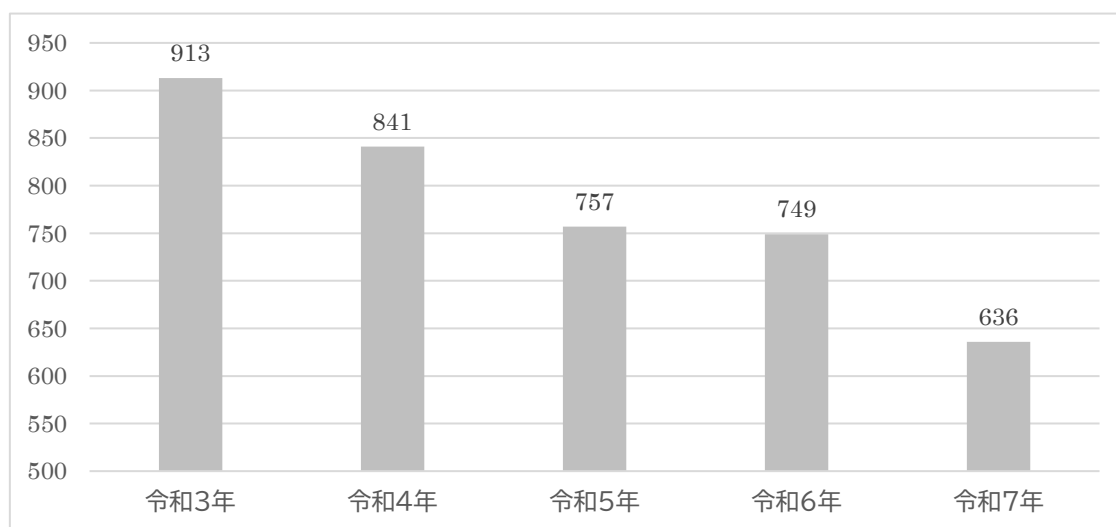


資料:子ども育成支援課
(各年4月1日現在)

(2) 幼稚園・認定こども園の入園児童数

各年5月1日現在の幼稚園と認定こども園の入園児童数(認定子ども園に関しては1号認定の児童:満3歳以上で保育を必要としない児童)は次のようになります。入園児童数は令和3年以降一貫して減少しています。

単位:人

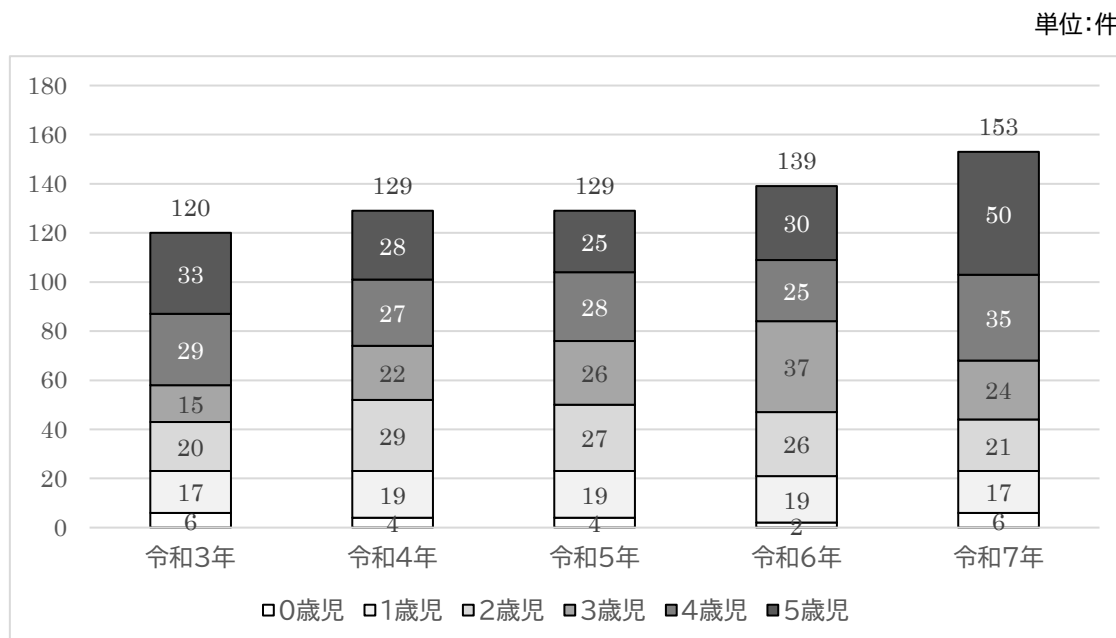


資料:子ども育成支援課
(各年4月1日現在)

(3)教育・発達総合相談

① 発達相談(未就学児)件数

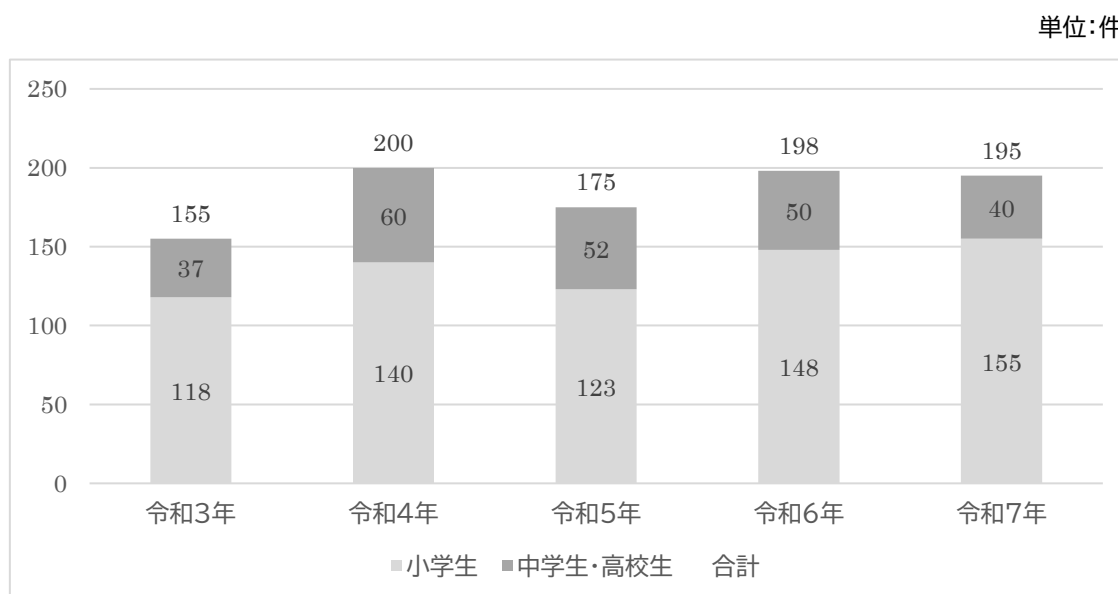
0歳～18歳までの児童の教育や発達に関する相談窓口「教育・発達総合相談」において、未就学児を対象とした発達相談の利用者数は、年々増加しています。年齢別では、5歳児が最も多く、次いで4歳児となっており、小学校就学を控えた時期に相談が増加する傾向が見られます。



資料:こども家庭センター

② 教育相談(学齢期の児童・生徒)件数

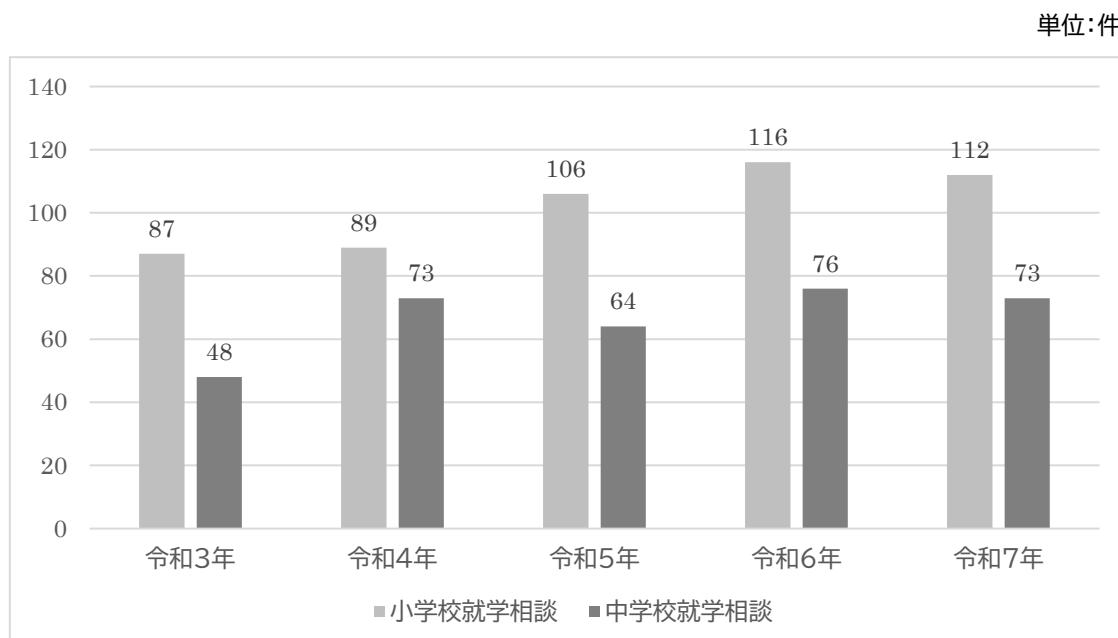
小学校就学後から18歳までの児童・生徒を対象とした教育相談の件数は、年度ごとに増減はあるものの、概ね180～200件前後で推移しています。相談件数の多くは小学生に関する相談であり、全体の約8割を占めています。中学生・高校生の相談は、近年はやや減少傾向がみられます。



資料:指導課

③ 就学相談件数

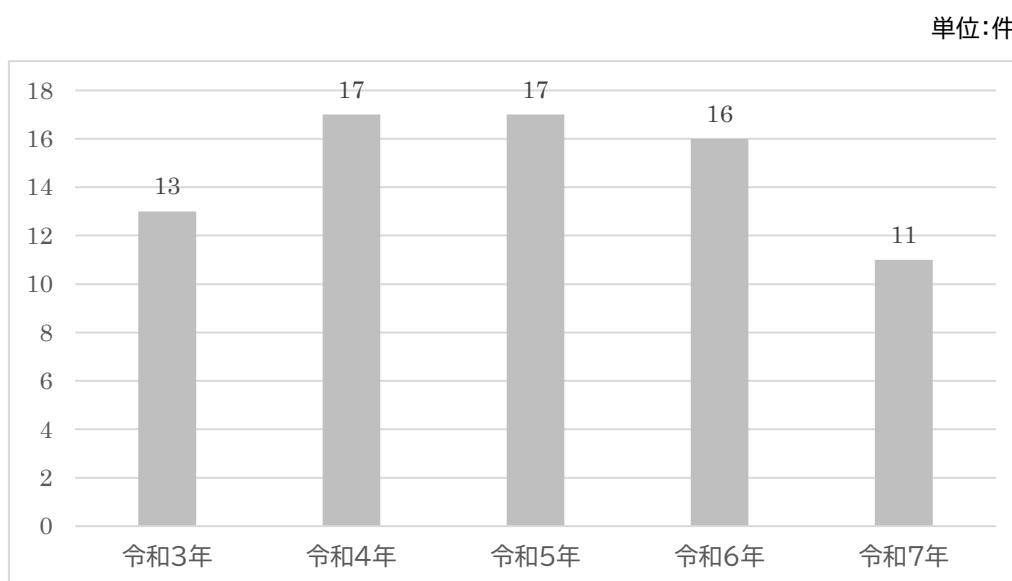
年長児・小学6年生を対象に、特別支援教育の利用や適切な就学先について相談を行う就学相談を実施しています。相談件数は、小学校・中学校ともに全体として増加傾向で推移しています。



資料:指導課

④ 入級相談件数

難聴・言語障害通級指導学級の利用について相談を行う入級相談の件数は、全て小学校の件数となります。令和4～5年度をピークに減少しています。

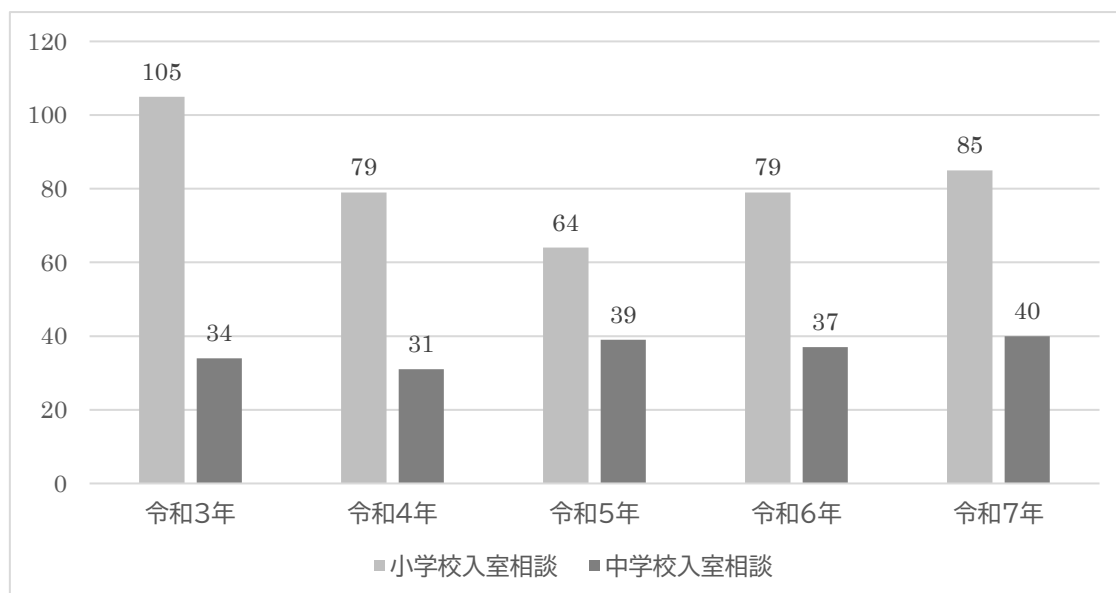


資料:指導課

⑤ 入室相談件数

特別支援教室の利用について相談を行う入室相談の件数は、小学校では令和3年度以降減少傾向が見られたものの、令和6年度からは増加に転じています。中学校は、概ね横ばいの状況です。

単位:件

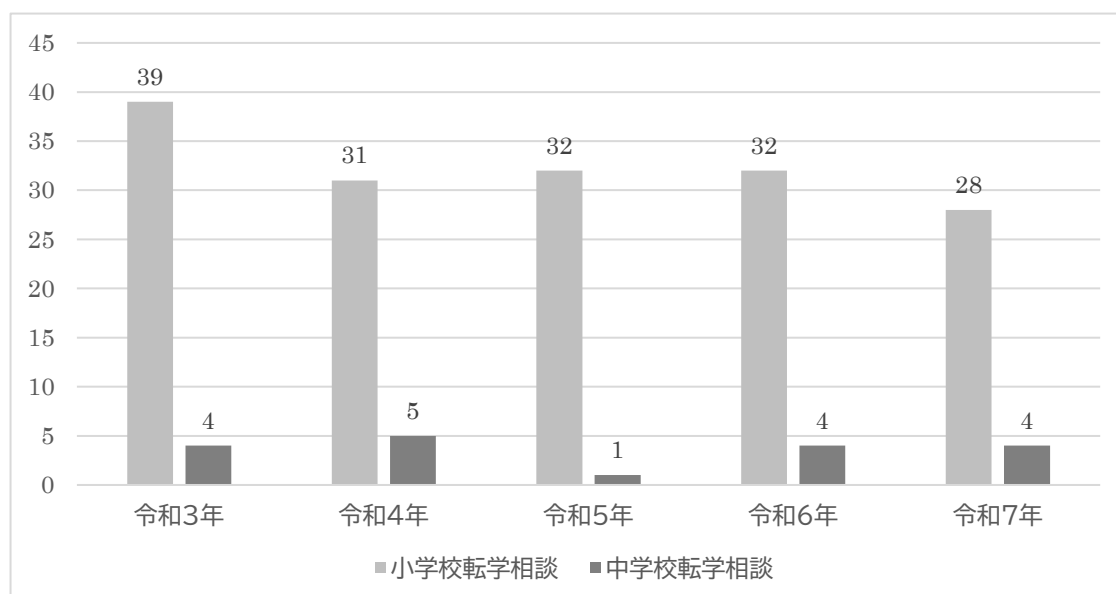


資料:指導課

⑥ 転学相談件数

特別支援学級及び東京都立特別支援学校への転学について検討を行う転学相談の件数は、小学校では令和3年度以降微減で推移しています。中学校は各年度とも1～5件と少数で推移しており、全体として大きな変動はみられません。

単位:件



資料:指導課

(4) 巡回相談事業

巡回相談事業は、公認心理師*や臨床心理士*等が施設を巡回し、特別な支援が必要と思われる児童への適切な対応や環境調整について助言を行っています。学

① 教育・保育施設巡回相談事業

市内の教育・保育施設に対する巡回相談事業は、施設からの要望に応じて最大年3回実施しています。延べ利用施設数、延べ相談件数ともに増加傾向にあります。

	延べ利用施設数(か所)					延べ相談件数(件)				
	保育所	幼稚園	認定 こども園	地域型 保育 施設	合計	保育所	幼稚園	認定 こども園	地域型 保育 施設	合計
令和3年	43	4	3	3	53	251	18	15	7	291
令和4年	44	5	3	3	55	253	22	20	8	303
令和5年	41	4	8	4	57	183	14	37	6	240
令和6年	45	7	8	4	64	219	31	57	7	314
令和7年	49	9	10	4	72	250	36	65	6	357

資料:こども家庭センター

② 学童クラブ巡回相談事業

学童クラブ巡回相談事業は、市内全クラブを対象に年3回実施しています。令和6年度には、新たに3つの学童クラブが開設されました。

延べ相談件数は、令和4年度をピークに減少傾向にありますが、1件当たりの相談内容はより複雑化し、支援に要する時間や対応も増加しています。

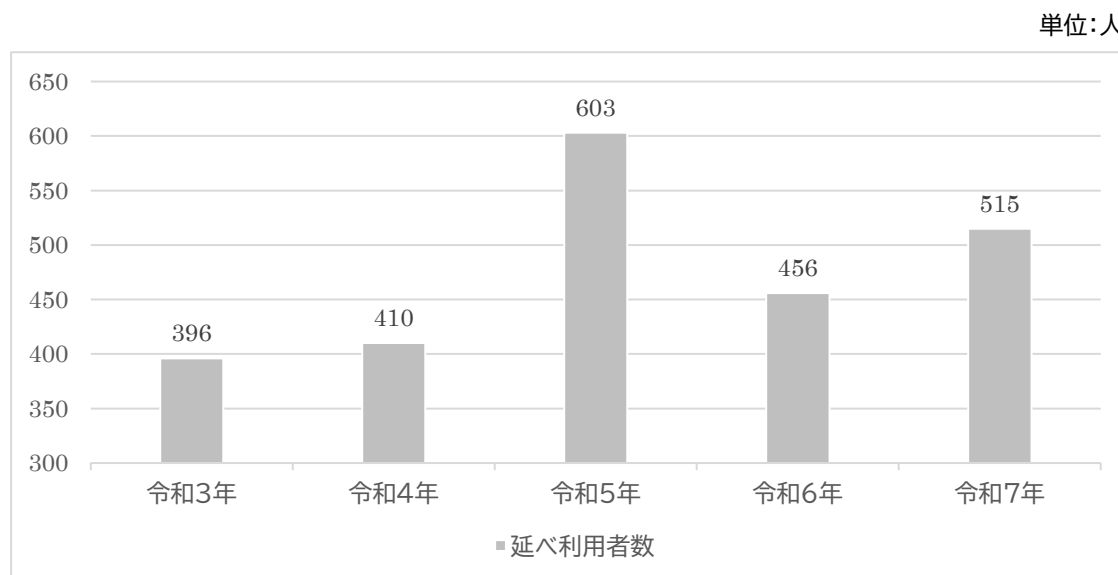
	延べ利用施設数 (か所)	延べ相談件数(件)
令和3年	63	244
令和4年	63	249
令和5年	63	222
令和6年	72	224
令和7年	72	197

資料:こども家庭センター

(5) 親子発達支援事業の利用者数

親子発達支援事業は、発達に不安や心配を抱える乳幼児とその家族を対象に、小集団での活動や遊びを通じて児童の心身の発達を促すとともに、保護者の児童に対する理解を深め、適切な関わり方について助言を行う事業です。

延べ利用者数は年度ごとに増減はあるものの、令和7年度は1歳6か月児健康診査のフォローグループを新設したことで前年度を上回りました。

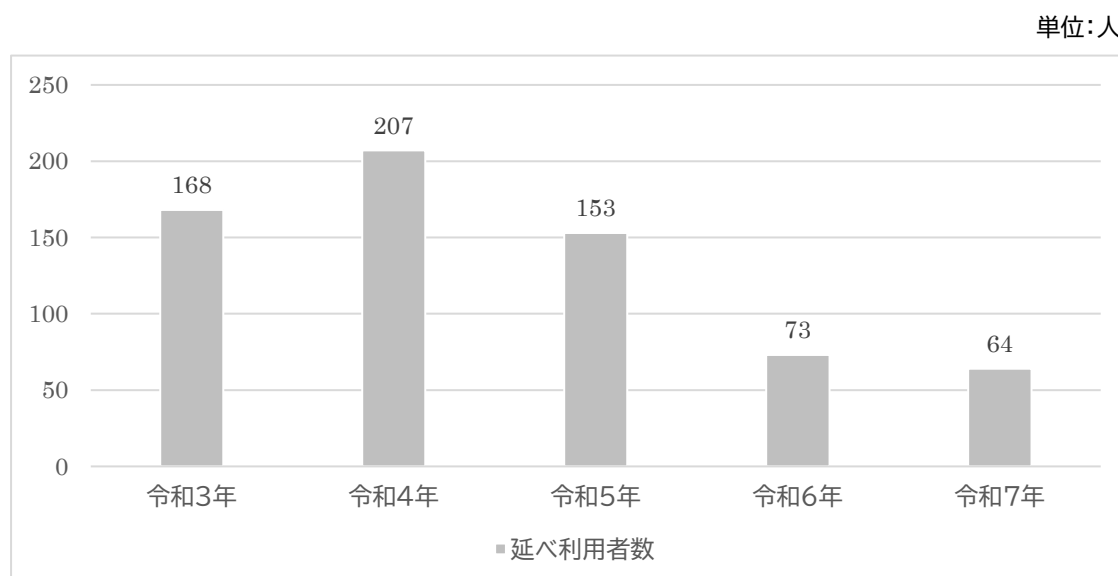


資料:こども家庭センター

(6) 要配慮児童一時預かり事業の利用者数

要配慮児童一時預かり事業は、保護者が病気、出産など家庭での養育が困難となった場合や、保護者の育児負担の軽減(レスパイト)を目的として、要配慮児童を平日の午後に一時的に預かる事業です。

延べ利用者数は令和4年度をピークに減少しており、その背景には、障害児通所支援施設と保育所等を併用する児童の増加が一因と考えられます。



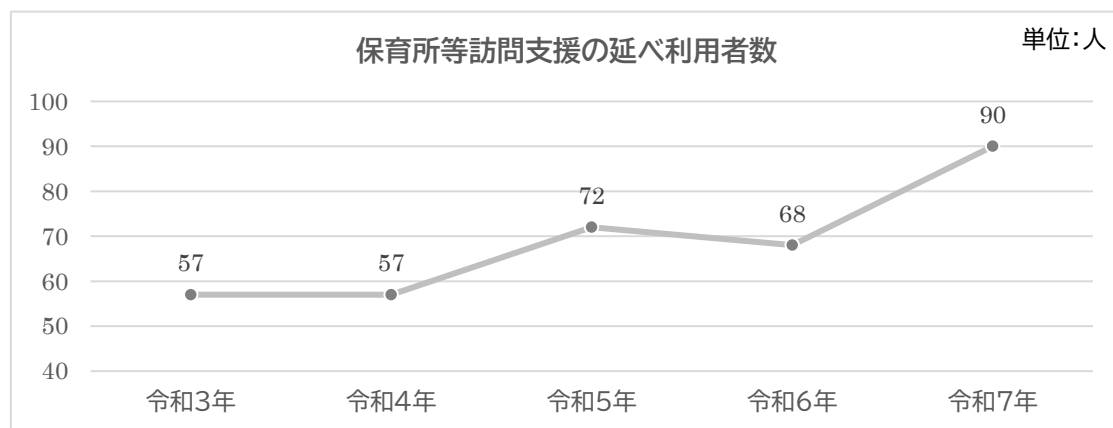
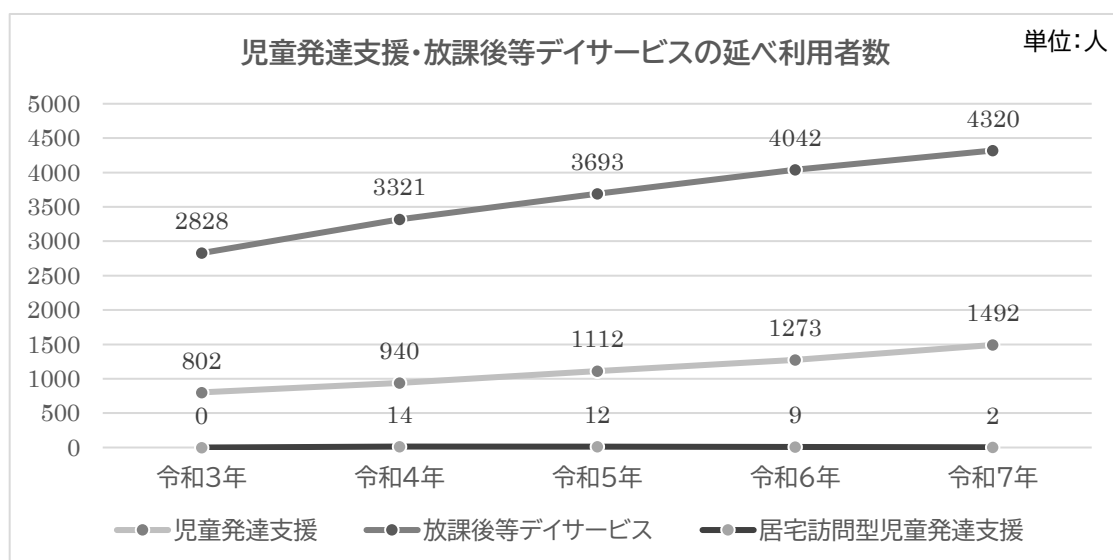
資料:こども家庭センター

(7) 障害児通所給付の利用状況

障害児通所給付の利用状況について、延べ利用者数及び延べ利用日数は全体として増加傾向にあります。

サービス別にみると、主に就学前の児童を対象とする「児童発達支援」、学齢期の児童を対象とする「放課後等デイサービス」については一貫して増加しており、事業の需要が高まっています。「居宅訪問型児童発達支援」は少数で推移しています。「保育所等訪問支援」は、全体として増加傾向がみられます。

	延べ利用者数(人)				延べ利用日数(日)			
	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
令和3年	802	2828	0	57	7615	35935	0	145
令和4年	940	3321	14	57	8443	41059	44	160
令和5年	1112	3693	12	72	8916	44177	33	227
令和6年	1273	4042	9	68	9408	46063	16	164
令和7年	1492	4320	2	90	11693	47755	3	263

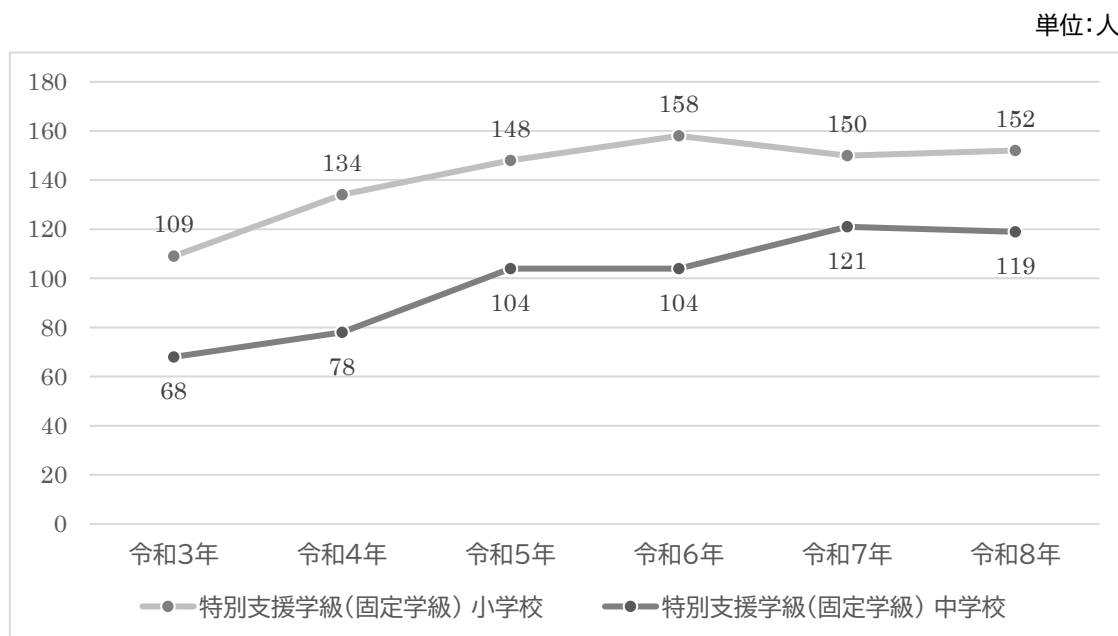


資料:障害福祉課

(8) 特別支援教育の在籍状況

① 特別支援学級(固定学級)

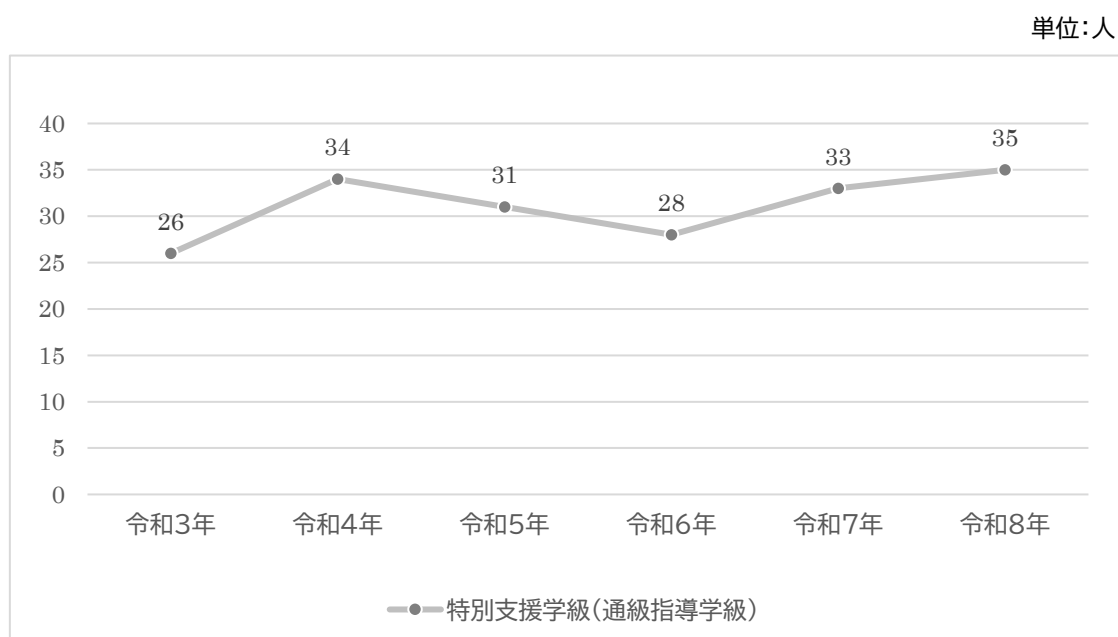
特別支援学級(固定学級)に在籍する知的障害、情緒障害などの児童・生徒数は全体として増加傾向にあります。令和6年度に自閉症・情緒障害特別支援学級(田中小学校わかば学級)を新設しました。



資料:指導課(各年5月1日現在)

② 特別支援学級(通級指導学級)

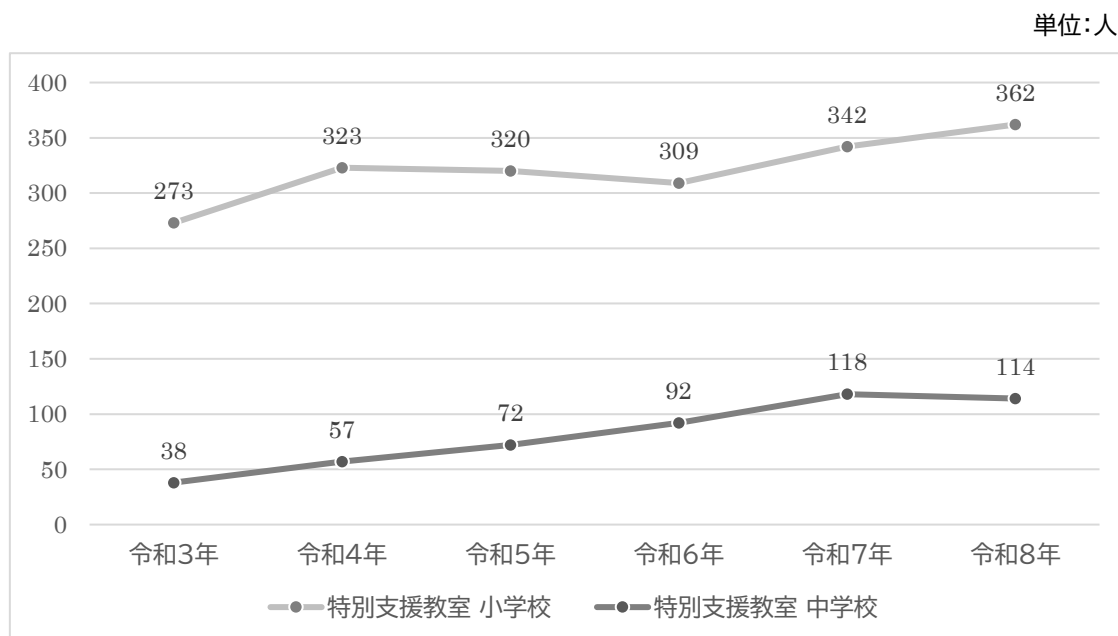
通級指導学級に在籍する言語障害、情緒障害、難聴等の児童数は30人前後で推移しています。



資料:指導課(各年5月1日現在)

③ 特別支援教室

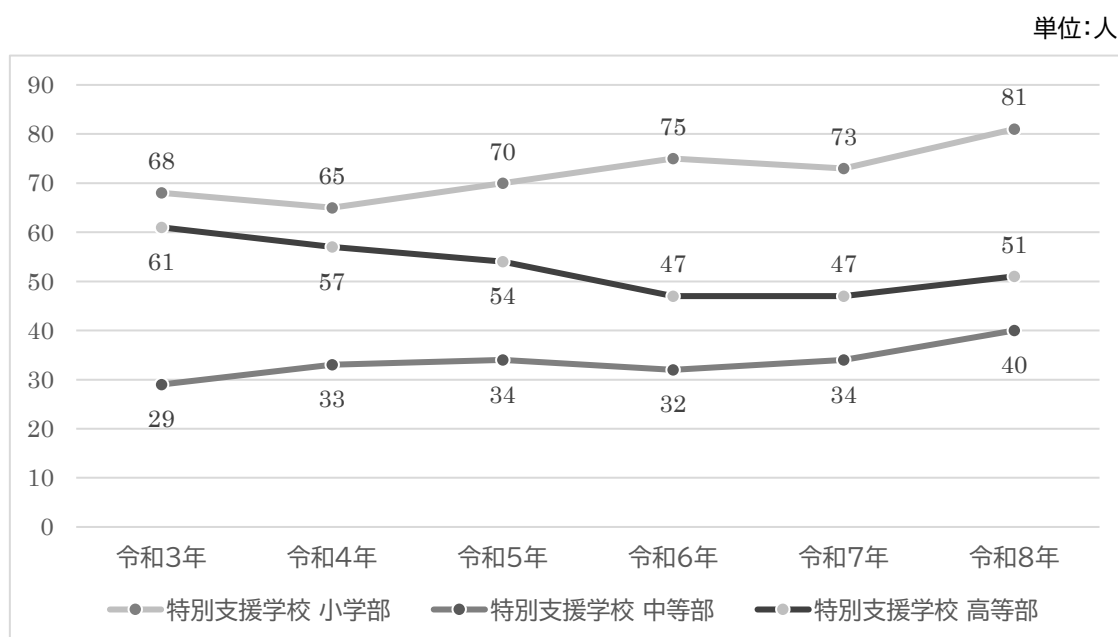
特別支援教室に在籍する情緒障害等の児童・生徒数は全体として増加傾向にあります。令和8年度に特別支援教室拠点校(福島中学校ふくじま教室)を新設しました。



資料:指導課(各年5月1日現在)

④ 特別支援学校

特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、小学部及び高等部は増加傾向にありますが、中学部は減少傾向となっています。



資料:指導課(各年5月1日現在)

3 昭島市児童発達支援計画における課題

令和4年3月に策定した「昭島市児童発達支援計画」では、「早期の気づきと早期対応の充実」「学齢期における支援の充実」「関係機関との連携体制の構築」「保護者への支援体制の整備と充実」「要配慮児童を取り巻く環境の整備」の5つの支援の方針を定めました。それぞれの課題は次のとおりです。

(1) 早期の気づきと早期対応の充実

- ・世界自閉症啓発デー等の啓発活動について、参加型の要素を取り入れるとともに、来場者数の把握等、効果的な周知・啓発手法を検討する必要があります。また、発達支援への関心が低く、社会とのつながりが希薄な層に対しても、発達障害の理解を促進し、早期相談から支援につなげるための啓発を推進する必要があります。
- ・医療的ケア児を含む配慮を要する児童について、保育所等での受入れニーズが高まっていることから、受入れ体制の継続と施設側への支援を検討する必要があります。
- ・3歳児健康診査から就学時健康診断までの期間を補うため、4～5歳頃に発達スクリーニングを実施し、円滑な就学につなげる観点から、5歳児健康診査の実施が求められています。実施に向けて、現行の相談支援体制を整理し、健診後のフォロー体制を整備するとともに、医師会等の関係機関と調整を図りながら実施体制を検討する必要があります。
- ・保育所等訪問支援については、市内事業所での実績がなく、サービスが十分に活用されていないことから、保護者をはじめ教育・保育施設や学校等の職員の理解を促進し、支援の有用性の周知及び利用促進を図る必要があります。

(2) 学齢期における支援の充実

- ・特別支援教育の対象児童は今後も増加が見込まれることから、学級配置や教員の専門性向上を含め、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備する必要があります。
- ・「昭島市子育てサポートファイル」について、未就学児の相談場面での活用が進んでいることから、今後は学齢期の児童・生徒や医療機関、療育機関等、幅広い場面で活用されるよう、周知を強化すると同時に、配布場所や活用方法の拡充を検討する必要があります。
- ・今後、障害児通所支援や障害福祉サービスを利用する児童の増加や、相談内容の多様化に対応するため、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、セルフプランの利用状況を把握し、相談支援事業所の利用を希望する方が適切な支援につながるための体制整備が求められます。
- ・相談窓口には不登校に関する相談も多く寄せられることから、心理士やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門職が保護者の不安や悩みに寄り添いながら相談に応じるとともに、必要に応じて教育相談室等の支援につなげる必要があります。

(3) 関係機関との連携体制の構築

- ・「子ども発達地域連携会議」について、現状は未就学児から就学前後の児童の支援に関わる機関の参加に留まっているため、学齢期以降の関係機関の参加や、児童に直接関わる現場の職員が参画できる仕組みを検討する必要があります。
- ・要配慮児童に関わる関係機関は、保護者の同意のもと日頃から必要な情報を共有し、支援が途切れることなく継続できるよう、関係機関の連携を強化する必要があります。
- ・特別支援教育を利用する児童の保護者について、子どもの就労に対する不安を軽減し、子どもの将来に見通しを持つことができるよう、学齢期の早い段階から必要に応じて就労に関する情報提供を行う必要があります。加えて、教職員においても就労に関する知識を深め、卒業後を見据えた支援を行うことが求められます。

(4) 保護者への支援体制の整備と充実

- ・相談支援のニーズの増加や、複雑・困難化する相談に対応するため、相談支援体制の強化を図るとともに、スーパービジョンを活用したケース検討を充実する必要があります。
- ・要配慮児童一時預かり事業について、利用者数は減少傾向にあることから、事業の周知や利用促進を図るとともに、児童発達支援センターにおける医療的ケア児の受入状況を踏まえ、対象児童の見直しを検討する必要があります。
- ・親子発達支援事業は令和7年度より1歳6か月児健康診査のフォローグループを新設しており、今後も母子保健部門と児童福祉部門の連携を一層強化し、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用者数・利用日数ともに増加していることから、必要なサービス量の提供体制を確保するとともに、質の高いサービスが提供されるよう東京都と連携を図る必要があります。
- ・保護者同士の交流や情報共有を促進するため、「にじいろサロン」の周知を強化し、参加しやすい環境を整える必要があります。

(5) 要配慮児童を取り巻く環境の整備

- ・児童の発達支援に関する講演会の開催について、より多くの市民の理解促進を図るため、市民のニーズを踏まえながら講演会のテーマや内容、開催方法等を継続的に検討し、効果的な普及啓発に取り組む必要があります。
- ・関係機関の支援者を対象とした研修は、事業所の職員や保育従事者、教職員にとって有意義な機会となっている一方、現場では職員配置の都合により複数名の参加が難しい状況にあることから、参加しやすい研修方法を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

児童一人ひとりの発達の特長や成長段階、家庭環境や生活環境はそれぞれ異なり、自立の姿やその実現に向けた過程も一人ひとり異なります。要配慮児童の意思や思いを尊重するとともに、個々の可能性や強みを十分に理解し、それぞれに応じた自立の実現を目指して支援を進めていくことが重要です。

本計画は、子どもの権利と最善の利益を尊重し、要配慮児童が地域社会の一員として、自らの力を発揮しながら自立した生活を送ることを目指します。自立とは、必要な支援や合理的配慮を受けながら、主体的に日々の暮らしや社会参加を実現していくこととします。自立の実現に向けて、基盤となる基本的な生活習慣の形成を支援するとともに、安心して人と関わり、様々な経験を積み重ねる中で社会への信頼感を育み、自分らしく成長できる環境づくりを推進します。加えて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域との連携、保護者への支援等を通じて、総合的な支援体制を構築するとともに、各ライフステージ*と個々のニーズ(児童の特性)に応じた、適切かつ継続した支援やサービスの提供を推進するための計画とします。

基 本 理 念

要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

2 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する」に基づき、次の4つを基本的視点とします。

Point! 基本的生活習慣の構築

人が社会生活を営んでいくためには、自ら選択・決定し、自分らしく生活していくための力を育むことが重要であり、その基礎となる、食事、排せつ、衛生、衣服の着脱、整理整頓などの基本的生活習慣を身につけることが必要です。要配慮児童の成長や発達状況に応じて、基本的生活習慣の形成が図られるよう、適切な支援を行います。

Point! 要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、こども基本法の理念に基づき、こどもの権利と最善の利益を尊重するとともに、一人ひとりの意見や思いを尊重し、年齢や発達段階に応じた支援を行うことが重要です。心身ともに健やかに成長できるように、それぞれの自立に向けた道筋を見据えながら、地域の一員として自立した生活を送ることのできる環境の整備に努めます。

Point! 社会への信頼感を育てる

地域の一員として自立していくためには、自分が周囲に受け止められているという安心感や、人や社会への信頼感を育むことが必要です。そのため、発達の特性や年齢に応じた支援を通じて情緒面の発達を促し、人と関わる力や社会性の基礎を培います。

Point! 個の理解を深める

近年、発達障害に関する知識は広く普及し、社会的な意識も高まっています。一方、偏った知識や先入観により、要配慮児童や保護者、周囲の人々が悩み混乱するケースも少なくありません。

発達障害と診断を受けていても、その特性や困り感は一人ひとり異なり、児童を取り巻く環境も様々です。要配慮児童の抱える困難は、本人の特性と周囲の環境との相互作用によって生じることから、個々に合わせたオーダーメイドの支援が重要となります。

障害の有無や診断名にとらわれることなく、要配慮児童一人ひとりの特性や困りごと、強みを十分に理解し、自尊感情や自己肯定感を育みながら自分らしく成長できるよう支援を行います。併せて、保護者や支援者、地域住民の発達に対する理解の醸成を図り、地域全体で児童を支える環境整備に努めます。

3 基本目標

目標1 早期の気づきと早期支援の充実

- 発達障害をはじめとする要配慮状態にある児童に早期に気づき、適切な療育・支援に結びつけます。
- 早期から適切な支援を行うことで、要配慮児童が抱える生活上の困難を緩和するとともに、将来において不登校*やひきこもり*、社会生活への不適応などの二次的な障害に陥るリスクを未然に防止・軽減します。
- 教育・保育施設などの関係機関と連携し、多角的なアセスメント*や支援方針を共有するとともに、児童の状態への「気づき」を促すため、保護者や支援者へ丁寧な働きかけを行います。

目標2 学齢期における支援の充実

- 小学校就学前後の円滑な接続を図るため、支援情報の引継ぎ体制を整備し、切れ目のない一貫した支援の継続性を確保します。
- 学齢期において、支援のニーズが顕在化した児童・生徒を早期に把握し、本人及び保護者の意向を尊重しながら支援体制の充実を図ります。
- 要配慮児童それぞれの教育的ニーズに応じた支援を推進するため、教職員の指導力及び特別支援教育コーディネーター*の専門性の向上を図ります。
- 学校生活支援シート*等を活用し、保護者との継続的な相談体制を構築します。
- 本人の意思や希望を踏まえ、中学校卒業後の進学や就労、地域生活を見据えた切れ目のない支援の充実を図ります。
- 国や東京都の特別支援教育に関する施策を踏まえ、昭島市教育委員会における特別支援教育体制の整備を進めます。

目標3 関係機関との連携体制の構築

- 保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が相互に連携・協働し、要配慮児童の発達段階や支援ニーズに応じて必要な支援が適切に提供されるよう、役割分担を図り支援の充実に努めます。
- 進学や就労などのライフステージの変化に応じて、これまでの支援情報が途切れることなく引き継がれる仕組みを整備するとともに、関係機関による適切なコーディネート*体制を構築します。

目標4 保護者への支援体制の整備と充実

- 児童一人ひとりの発達特性や支援の必要性について、保護者の理解を深め、我が子の強みや特性を前向きに受け止めながら、適切に関わることができるよう働きかけます。
- 保護者が我が子の育ちについて将来への見通しを持ち、孤立することなく安心して子育てができるよう、成長段階に応じた助言や情報提供を行い、学びの場や保護者同士の交流の機会を設けるなど、支援体制の充実を図ります。

目標5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

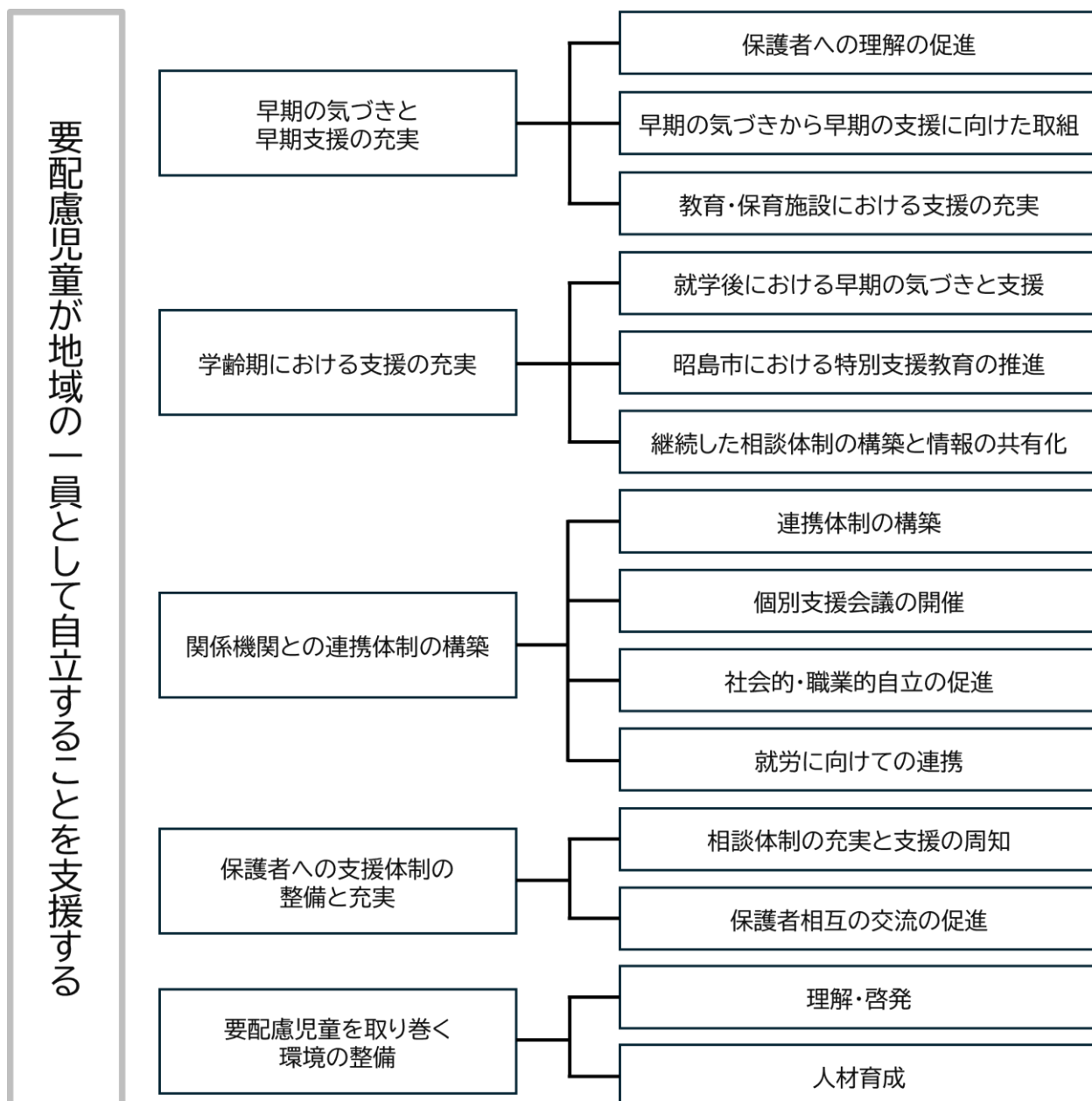
- 発達特性や発達障害に関する普及啓発を通じて地域の理解促進を図るとともに、支援に携わる人材の育成に努めます。
- 要配慮児童の支援においては、関係機関がそれぞれの役割を十分に理解し、相互に連携して一体的な支援を推進できるよう、地域全体で支える連携体制の構築を推進します。
- 全ての子どもが権利が尊重され、多様性を認め合いながら、地域の一員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努めます。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本的な取組】



昭島市児童発達支援計画（令和9年度～令和13年度（仮））
骨子案 主な変更点

章	項	ページ	主な変更点
第1章	2	1	「2 計画策定の背景」に、新たにこども家庭庁の発足、「こども基本法」や「こども大綱」に関する記載を追加した。
	(旧) 5	3	「計画の基本理念」を第3章の1に移動。 第2章の「昭島市における児童発達支援の現状及び課題」を踏まえ、基本理念を記載する形に変更した。
第2章	1及び2	4～13	各統計データの数値・グラフ・説明文を掲載。
	3	14～15	現行の計画では、【主な取組】及び【課題】を掲載していたが、【主な取組】については、中間報告書の内容と重複してしまうこと、取組を要約しても文章量が多くなってしまい読みにくくなってしまうことが懸念されたため、次期計画では【課題】に絞り掲載した。
第3章	1	16	第3章の1に「計画の基本理念」を掲載。 基本理念→基本的視点→基本目標と掲載の流れを整理し、また、第1回審議会の内容を基に、基本理念の説明文をより詳しく記載した。
	2	17	各ポイントの説明文の文言を修正した。 ポイント4「個の理解を深める」については、現行の計画の「身体的な疾患の治療とは異なり」が、身体的な疾患の治療は個別性に配慮しないという誤解を招きかねないため、表現を変更している。
	3	18	各目標の説明文の文言を修正した。 目標1「早期の気づきと早期対応の充実」について、「対応」という表現が事務的な印象を与えるため、「早期対応」を「早期支援」と変更している。
第4章	1	—	※第2回審議会では、第4章の1まで検討を予定していましたが、第3章の内容を審議後に骨子案の作成に取り掛かりたく、今回の審議は第3章までとしています。